

【最近の動き】

東電や国の動向	弁護団の取り組み
7月02日 ADR、県北(福島市)、会津(会津若松市)、いわき、相双(南相馬市)に支所を開設	7月14日 南相馬被害者の会学習会(南相馬市)
7月05日 ADR、総括基準を決定。	7月16日 原発弁護団全体会議(東京)
7月05日 国会事故調、報告書公表	7月20日 損害論検討会議(東京)
7月20日 政府、土地・家屋の財物賠償で基準発表	7月20日 宮城の商工業者向け説明会(蔵王町)
7月23日 政府事故調、最終報告書公表	7月21日 福島県北被害者の会総会(福島市)
7月25日 関西電力、大飯原発4号機フル稼働	7月21日 相馬・新地被害者の会学習会(相馬市)
7月25日 東電、9月からの電気料金平均8.46%値上げの申請、認可	7月22日 福島の畜産組合向け相談会(須賀川市)
7月26日 支援機構、東電に1071億円交付(累計1兆1168億円)	7月23日 弁護団会議(東京)
	7月27日 責任論チーム会議(東京)

## 責任論の検討状況

弁護士 秋元理匡

弁護士が損害賠償請求を準備するとき、基本的な2つの課題があります。損害論と責任論です。損害論とは、被害の内容や救済方法を検討することをいいます。責任論とは、加害者と加害行為の内容を検討することをいいます。

責任論の目的は、責任のありかをはっきりさせ、被害者の分断や孤立を防ぐだけでなく、二度と原発事故を起こさない社会を実現することにあります。

原発は危険なのに、核軍備の可能性や経済的利益を追求するため、産業界と国は一体になって、安全神話を振りまき、核開発を推し進めてきました。

地震と津波の対策についても、電力会社と国は「五重の防護」があるから大丈夫だと言ってきました。国の安全指針も審査も不十分でした。行政機関の独立性にも疑問が投げかけられていました。

勇気ある市民、研究者、政治家などが警告してきましたが、電力会社も国も相手にせず、とうとう、3・11が起きたのです。

事故後も、根拠もはっきりしない線引きによって地域が分断され、SPEEDIの結果を公表しないことで被ばくさせられた人たちも出ました。

この事故の経過については、東京電力、政府、民間委員会、国会の調査報告書があります。国会事故調報告は原発事故を「人災」と言いました。私たち弁護団は、より明確に「公害」と位置づけ、どんな加害行為が行われたのか=責任論について、加藤芳文弁護士をリーダーに、研究を進めています。そのテーマは、科学技術史、原子炉工学、放射線防護学など多岐にわたります。電力会社、国の責任を明らかにし、さらに歴代の役員、製造業者、マスコミなどがどのように関わったのかも調べることになるでしょう。

このような、強大な敵を相手にする取り組みを進めるにあたり、一弁護団だけでなく、他の弁護団とも連携しながら、合同で研究会を開いています。しかるべきときに東京電力と国を相手にする訴訟を起こすべく、取り組みを続けています。

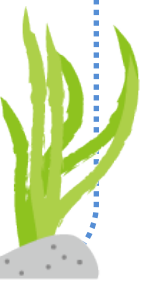
### 【キーワード解説】 第4回「原子力損害賠償 紛争解決センター」 ってなに?】

原子力損害賠償紛争解決センター(以下「センター」といいます。)は、原発事故被害者の方の申立により、弁護士の仲介委員らが和解仲介手続(申立人と東電の双方から事情を聞き、和解案を提示する等)を行い、当事者の合意による紛争解決を目指す機関です。今般の原発事故を受け、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会のもとに設置されました。

センターは、東京都港区と福島県郡山市の2カ所に設置されていますが、7月2日から、新たに支所が福島県内の4カ所(県北・会津・いわき・相双)に開設されました。センターは、裁判に比べて手続きが簡易で、3か月程度の迅速な解決が見込めると宣伝していますが、現実には、和解案提示まで6か月以上を要しており、迅速な解決とはほど遠いのが実態です。7月4日までに、申立件数は3036件に達しましたが、このうち和解が成立したのは289件(9.5%)にすぎません。このような遅延の原因は、仲介委員らの人員不足等のほか、仲介委員の和解提案に対し期限までに回答しない等の東電の不誠実な対応にあります。

また、センターは、そもそも中間指針を解決の目安としており完全賠償の観点から限界がある上、東電基準丸呑みの和解案を示す等紛争解決の実効性にも疑問が持たれています。センターには、実効性ある和解案を迅速に提示するよう、私たちも声をあげていきましよう。当弁護団も、センターへの申立を行ってまいりますので、ぜひご相談下さい。

(弁護士 佐藤裕太)



## 東電の拒否回答をひっくり返したぞ！！

### ～相馬双葉漁協小買受人組合

6月22日、福島県庁の一室は、熱気と緊張感に満ち満ちていました。一方に東京電力の社員4名、それに相対するように相馬双葉漁協小買受人組合の組合員さん30名以上が陣取ります。前列には、組合長の中島孝さんと弁護団が着席。東電社員の前に、ドカッとビニールに入ったヒラメ2尾が置かれました。「セシウムに汚染されて、売ることもし食べることもしできないヒラメだ」——組合長の声が部屋中に響きます。

小買受人組合は、仲買人より規模の小さい鮮魚店や旅館、行商人、食堂の方々に構成され、組合員は40名。地元の原釜港で水揚げされる魚を扱ってきました。東電は、今年1月、組合員さんたちの願いを無視し、「津波による被害であって、事故による被害ではない」と賠償を拒否。組合は、商工業者の団体の支援を得て交渉を続けてきましたが、6月に入り、弁護団にも協力を求めてきました。弁護団では、要請を受けとめ、東電に交渉に同席することを通告、この間、組合長などと段取りを詰めてきました。今回の交渉は、弁護団が依頼を受けてから最初の交渉でした。

席上、「原釜港で水揚げされたというブランドで商売をしてきた。他の漁港の魚でも良いというわけにはいかず、代替性などない。操業できないのが事故のせいなのは明らかだ」と迫ったのに対し、東電の部長は、「漁港に水揚げされないこと自体が損害だと認識している。みなさまの売上減少も間接損害として賠償させていただく」と発言。これまでの拒否姿勢を一転させ、賠償に応じることを表明しました。宮城県に事業所がある方についても、原釜港で水揚げされた魚を扱っていれば賠償に応じるとし、組合員全員が賠償されることとなりました。交渉後、漁の操業自粛で1年以上収入のなかった組合員さんたちには、ほっとした安堵の表情が広がっていました。

弁護団としては、今回、津波による被害だとする東電の姿勢を覆させたことは、魚にかかわる業種や相馬という地域を越えて、他の業種や他の浜通りの地域にも影響を及ぼす重要な成果だと評価しています。もっとも、変動費や固定費の扱いなど、引き続き交渉を怠ることはできないとも考えています。

組合のまとめ役として、この間奔走してきた組合長の中島さんは、地元の魚が食べられなくなって、改めて福島海が豊かであることを思い知らされたそうです。「阿武隈山地の養分をたっぷり含んだ水が川から海に流れ込み、食物連鎖で魚介類が育つ。常磐から三陸にかけてが日本で一番の漁場。そこで採れた魚介類は煮ても焼いてもおいしい」。

私も、中島さんはじめ組合員のみなさん方と一緒に、美しい豊かな海を取り戻すまで全力で頑張りたいと思います。(弁護士・馬奈木巖太郎)

☆フェイスブックとツイッターでも弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。  
facebook <http://facebook.gwbg.ws/nariwai> / Twitter [@NARIWAIbengodan](https://twitter.com/NARIWAIbengodan) (なりわい弁護団)

※ 題字「みんなして」は、秋元理匡弁護士の筆によるものです。



## 環境回復を求める集団訴訟 避難者も、故郷にとどまった人たちも、一致団結を！



「生業を返せ、地域を返せ！福島原発事故被害弁護団」では、現在、国と東京電力の責任を追及し、原発事故で汚染された環境の回復などを求める集団訴訟を構想しています。

### ■ 沖縄における説明会の開催

弁護団は、2011年12月に「つなごう命・沖縄と被災地をつなぐ会」(避難者と沖縄の支援者でつくられた避難者の生活支援等を目的とした会)の要請を受けて法律相談を実施して以降、会を通じて沖縄への避難者の方々とのかかわりを持ってきました。集団訴訟の構想が提起されてからは、沖縄において計4回の説明会を開催しています。

沖縄への避難者の方々は、避難元から遠隔地であることから、これまでに多額の避難費用等を負担しています。それにもかかわらず、避難費用等の賠償を直接の目的とせず、汚染された環境の回復などを求める集団訴訟に取り組むことについて賛同を得られるのか、弁護団としても不安がない訳ではありませんでした。

しかし、6月に行われた説明会での参加者の方々の反応は、金銭賠償よりも何よりも、まず、原発事故についての国と東京電力の責任を追及したいというものでした。福島からの避難者の方からはもちろん、この集団訴訟に参加したいという声があがっています。また首都圏からの避難者の方も、例え後方支援でも構わないからこの取り組みに加わりたく発言されました。さらに沖縄現地の方も、取り組みを支援するために尽力したいと名乗りを上げています。

7月には、当面の活動として沖縄に東京電力を呼び原発事故についての説明を求めることが提案され、「東電原発事故の説明を求める会」が結成されました。9月中旬に東京電力による説明会を開催するため、現在準備が進められています。

### ■ 分断と対立を乗り越えるたたかいへ

原発事故により、非常に広い範囲の地域が放射性物質で汚染されました。多くの人たちが故郷を奪われ、生活を破壊されました。しかし、国や東京電力の賠償についての考え方は、放射性物質で汚染された地域を「避難区域」「非避難区域」「帰宅困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」などと切り分け、原発事故によって被害を受けた人たちを分断させるものです。また、避難した人たちと故郷にとどまった人たちの間に分断が生じてしまっているという事態も深刻です。このように被害者が分断させられ、さらには対立させられてしまっていること自体も、原発事故の大きな被害であるといえます。

私たち弁護団が構想している集団訴訟では、故郷を元のきれいな地域に戻してほしいという、全ての被害者に共通するであろう願いを、国と東京電力に対する要求として掲げています。避難者の方々にとっては、地域が放射性物質で汚染されていることが違法な状態であるということが訴訟の中で確認されることにより、避難したことが正当で合理的な判断であったと認められるという点に、この集団訴訟の大きな意味合いがあります。また、弁護団としては、この集団訴訟を契機として、今後国に十分な健康被害防止策や生活再建支援策などの政策をとらせていくという狙いも持っています。

訴訟を通じて国や東京電力の法的責任を認めさせ、環境の回復をさせることは簡単なことではありません。多くの人たちが一致団結して声を上げることがぜひとも必要です。故郷を元のきれいな地域に戻してほしい、「元に戻せ！」という共通の願いを正面に掲げてこそ、多くの被害者が団結して訴訟に取り組むことができるのではないのでしょうか。

この集団訴訟の構想についてさらに具体的な内容が決定しましたら、また改めてみなさんにお知らせしたいと思います。(弁護士 小口明菜)